

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月7日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関8箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	令和7年3月14日	松田委員	—
青 年 の 家	令和7年3月14日	松田委員	—
朝 日 少 年 自 然 の 家	令和7年3月14日	松田委員	—
山 形 中 央 高 等 学 校	令和7年3月14日	松田委員	—
職 員 育 成 セ ン タ ー	令和7年3月14日	高橋委員	海老名委員
山 形 聾 学 校	令和7年3月14日	高橋委員	海老名委員
山 形 養 護 学 校	令和7年3月14日	高橋委員	海老名委員
村 山 特 別 支 援 学 校	令和7年3月14日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形職業能力開発専門学校

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

年度所属区分を誤ったもので、10万円以上のもの

行政財産の使用許可に係る土地建物使用料（令和5年度分衛生管理費）

調定日 令和6年3月29日

調定額 135,157円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 行政財産の使用許可等に係る使用料について、収入科目を誤ったもの（山形職業能力開発専門学校）

ロ 支 出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（職員育成センター）

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（山形中央高等学校、村山特別支援学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（山形中央高等学校）